

浦100ロゴ及びコンセプトデザイン利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「浦100」のロゴ及びコンセプトデザイン（以下「ロゴ等」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の観光PR、観光コンテンツの発展に寄与することを目的とする。

2 ロゴ等のデザインは、別表のとおりとする。

(ロゴ等の利用に関する権利)

第2条 ロゴ等の利用に関する一切の権利は、法人に属する。

(ロゴ等の利用許諾)

第3条 ロゴ等を利用しようとする者は、ロゴ等の利用に関する許諾（以下「利用許諾」という。）申請を行い、利用許諾を受けなければならない。

(利用許諾の申請)

第4条 前条第1項の規定により、利用許諾を受けようとする者は、法人の会員でなければならない（ただし、国又は地方公共団体を除く。）。

2 前項により利用許諾を受けようとする者は「浦100ロゴ等利用許諾申請書」（別記様式第1号）に関係書類を添えて、法人に提出しなければならない。

3 法人は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾の手続き)

第5条 法人は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、法人はロゴ等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 法人は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「浦100ロゴ等利用許諾書」（別記様式第2号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

3 利用許諾の期間は、3年を限度とする。

(利用許諾の制限)

第6条 法人は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のロゴ等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

- (2) 法人の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（市を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合には この限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条 第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (7) ロゴ等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 法人のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴ等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がロゴ等の立体物と認められない場合
- (10) その他、法人がロゴ等の利用が適当でないと認める場合

2 前項の規定により前条第1項の利用許諾を行わない場合は、「浦100ロゴ等利用不許諾通知書・取消通知書」（別記様式第3号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

（利用許諾内容の変更等）

第7条 第5条第1項の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ法人に変更箇所について説明し、再度利用許諾を受けなければならない。

2 法人は、前項の規定による変更があった場合は、第5条第1項の規定を適用し、その内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許諾を行うことができる。

3 法人は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「浦100ロゴ等利用許諾書」（別記様式第2号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴ等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

- (2) ロゴ等の利用にあたっては、利用許諾（第7条の規定による利用許諾内容の変更があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (5) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた 個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (6) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、法人が別に指示する。
- (7) 法人が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第9条 ロゴ等の利用料については、当分の間、無料とする。

(利用許諾の取消し等)

第10条 法人は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した「浦100ロゴ等利用許諾申請書」（別記様式第1号）の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第6条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 第8条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合

2 法人は、前項に規定する取り消しを行った場合は、「浦100ロゴ等利用不許諾通知書・取消通知書」（別記様式第3号）により当該 取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消の日からロゴ等を利用することはできない。

4 法人は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 法人は、第3項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 法人は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、利用許諾を行わないことができる。

7 法人は、利用許諾を受けずにロゴ等を利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

8 第2項に定める法人が必要と認める期間は、第6項の規定については取消しの日から、第7項の規定については法人が事実を確認した日から起算して最長2年間とする。

(申請等の取下げ)

第12条 第4条及び第7条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、法人へ通知することで、当該申請を取り下げることができる。

(利用の非独占性等)

第13条 この規定による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について法人が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 法人は、この規定による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更及びロゴ等の利用の実施に係る経費又は役務等を一切負担しない。

(賠償責任等)

第15条 法人は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、法人に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴ等の利用に際して故意又は過失により法人に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を法人に賠償しなければならない。

4 法人は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第15条 法人は、ロゴ等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況の情報を法人のホームページ等で公開する。

(事務)

第16条 この要綱に関する事務は、観光推進課が行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴ等の利用に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月14日から適用する。

別表

名称	デザイン
浦100ロゴ	 The logo features the characters '浦' (Ura) and '100' in a stylized red font. It is enclosed in a vertical rectangular frame with decorative elements. Text within the frame includes 'EITA SAKI' at the top, '大分県佐伯市' (Ōita Prefecture Saiki City) at the bottom, and vertical Japanese text on the sides: '大分県佐伯市に於ける浦の歴史を100の物語で伝える' (Convey the history of the Ura in Ōita Prefecture Saiki City through 100 stories).
浦100コンセプトデザイン	 A vibrant, colorful illustration representing the 'Ura 100' concept. It depicts a coastal scene with green mountains, a bright sun, a red torii gate, a fishing boat, and various sea creatures like fish and shells. The '浦100' logo is centered in the foreground. The entire scene is framed by a decorative border.

一般財団法人観光まちづくり佐伯
理事長 様

団体名
代表者氏名

浦100ロゴ等利用許諾申請書

私（私を代表者とする法人・団体）は、浦100ロゴ・コンセプトデザインを利用したいので、「浦100ロゴおよびコンセプトデザイン利用規定」に定める内容を承諾のうえ、下記及び添付書類のとおり申請します。

1. 利用目的	
2. 利用媒体	
3. 2の利用用途	
4. 利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 申請者情報	団体・法人名： 住 所： 代表者氏名： 担当者氏名： 電 話 番 号： メールアドレス：

※事務局使用欄		記入者		
申請書受理日	令和 年 月 日	メール 郵送	<input type="checkbox"/> 入力済	
添付書類	不足有 不足無			
原課送付	(送付日) 令和 年 月 日	(受理日) 令和 年 月 日		
許 諾	適 不適 起案済	通知日	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 入力済

利用イメージや企画書などを別紙任意様式にて添付して提出してください。

様

一般財団法人観光まちづくり佐伯
理事長

浦100ロゴ等利用許諾書

令和 年 月 日付けで申請があった浦100ロゴ等利用許諾申請については、浦100ロゴ及びコンセプトデザイン利用要綱第7条第3項により、次のとおり利用許可の決定いたしましたので通知いたします。

記

- 1 団体・法人名：
- 2 利用期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日（3年間）
- 3 利用内容：
- 4 その他
 - ・浦100ロゴ及びコンセプトデザイン利用要綱を遵守すること。
 - ・不明な点等がある場合は一般財団法人観光まちづくり佐伯と協議を行うこと。

別記様式第3号

第 号
令和 年 月 日

様

一般財団法人観光まちづくり佐伯
理事長

浦100ロゴ等利用不承諾通知書・取消通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった浦100ロゴ等利用許諾申請については、浦100ロゴ及びコンセプトデザイン利用要綱第6条又は第10条により、次のとおり不承諾とする又は許可を取消す。

記

- 1 不承諾とする又は許可を取消す理由
- 2 その他
 - ・ 不明な点等がある場合は一般財団法人観光まちづくり佐伯へ問合せを行うこと